



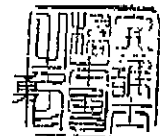
平成21年（行コ）第213号
 公金支出差止等請求（住民訴訟）控訴事件
 控訴人ら 深澤洋子外37名
 被控訴人ら 東京都知事外4名

控訴人らの行政庁（国土交通大臣）の訴訟参加
 申立てに対する意見

平成24年6月6日

東京高等裁判所第5民事部 御中

被控訴人ら訴訟代理人弁護士 橋本




被控訴人ら指定代理人 和久井 孝太郎 


同 江村 利明 

同 村木 健 

被控訴人東京都知事及び東京都都市整備局総務部
 企画経理課長指定代理人


池内 光介 

落合秀光 

田中卓 


被控訴人東京都知事及び東京都建設局総務部
企画計理課長指定代理人

福島輝 

今井徳彦 

加賀美 

小松篤司 

舛原邦明 

富澤房雄 

池田隆奇 

被控訴人東京都財務局経理部総務課長事務取扱
担当部長指定代理人


永易秀二 

持田哲彦 

被控訴人東京都水道局長指定代理人

尾 関 

芦 田 裕 志 

久賀谷 郁 夫 

寺 内 皓 史 

平成24年1月27日付け控訴人らの行政庁（国土交通大臣）の訴訟参加申立てに対する被控訴人らの意見は、以下のとおりである。

第1 被控訴人らの意見

本件申立てを却下する
との決定を求める。

第2 意見の理由

- 1 控訴人らは、本件訴訟における治水対策上の必要性等に関する争点について審理判断を行うには、八ツ場ダムの建設に関する計画の作成責任者である国土交通大臣を本件訴訟に参加させる必要があるとしている。

しかしながら、本件訴訟は、住民訴訟として提起されたものであり、そこで問題とされるべきは、国の直轄事業である八ツ場ダム建設事業について、国ないし国土交通大臣が事業を遂行することに法令違反があるか否かではなく、同事業に対し、都が各負担金を支出することが財務会計法規上の義務に違反する違法なものか否かである。そして、ある財務会計行為がこれに先行する原因行為を前提としてなされる場合に、住民訴訟において、当該財務会計上の行為をとらえて当該職員に対し損害賠償責任を問い、あるいは当該支出の差止めを求め得るのは、原因行為に違法事由が存し、かつ、上記原因行為を前提としてなされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法な場合に限られるところ（最判平成4年12月15日「1日校長事件判決」、名古屋地判平成13年3月2日）、被控訴人らに財務会計法規上の義務違反がないことは、被控訴人らが繰り返し述べているとおりである（被控訴人ら準備書面(1)12頁以下等）。

また、上記判例も原因行為に存する違法事由又は原因行為の違法性を全く考慮する必要がないとするものではなく、原因行為たる「処分が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、同処分を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置をとるべき義務があり、これを拒むことは許されない」としており、これを本件についてみれば、本件における原因行為である国土交通大臣の納付命令が著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するといえるかが問題となる。

この点、控訴人らは、上記各支出が違法であることの理由として、本件ダムの建設計画に重大かつ明白な瑕疵があると主張し、種々の文献を証拠として提出し、さらに証人をもって、本件ダム建設の不当性を立証しようとしているが、そもそも、重大かつ明白な瑕疵が存在するのであれば、それは当該計画自体から看取できるはずであり、法廷に提出された証拠によらなければわからないような瑕疵が重大かつ明白であるはずがない。本件ダム建設事業は国土交通大臣が作成した各基本計画に基づき行われているところ、国土交通大臣は、本件ダムが利根川水系全体の洪水被害の軽減及び首都圏の各自治体にとっての新たな水源確保に資すると判断したからこそ、それぞれの基本計画を作成したのであり、そこには当該計画自体から看取できる瑕疵は見あたらない（被控訴人ら準備書面(1)13から15頁）。

したがって、国土交通大臣の納付命令が、著しく合理性を欠き、そのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存しないことは明らかであるから、この点について、主張、立証させるため国土交通大臣を本件訴訟に参加させる必要性が存しないこともまた、明らかというべきである。

- 2 本訴訟は、控訴提起から既に3年が経過しており、その間8回の進行協議期日が重ねられ、控訴人ら、被控訴人ら双方の主張、立証も大方出揃ったところである。したがって、この段階に至って、新たに（必要性もない）国土交通大臣の行政庁参加を認めることは、財務会計上の義務違反に直接関わらない議論のために期日を重ねる虞が大きく、いたずらに訴訟の遅延をもたらすものでしかない。
- 3 以上のとおりであるから、本件申立ては速やかに却下されるべきである。